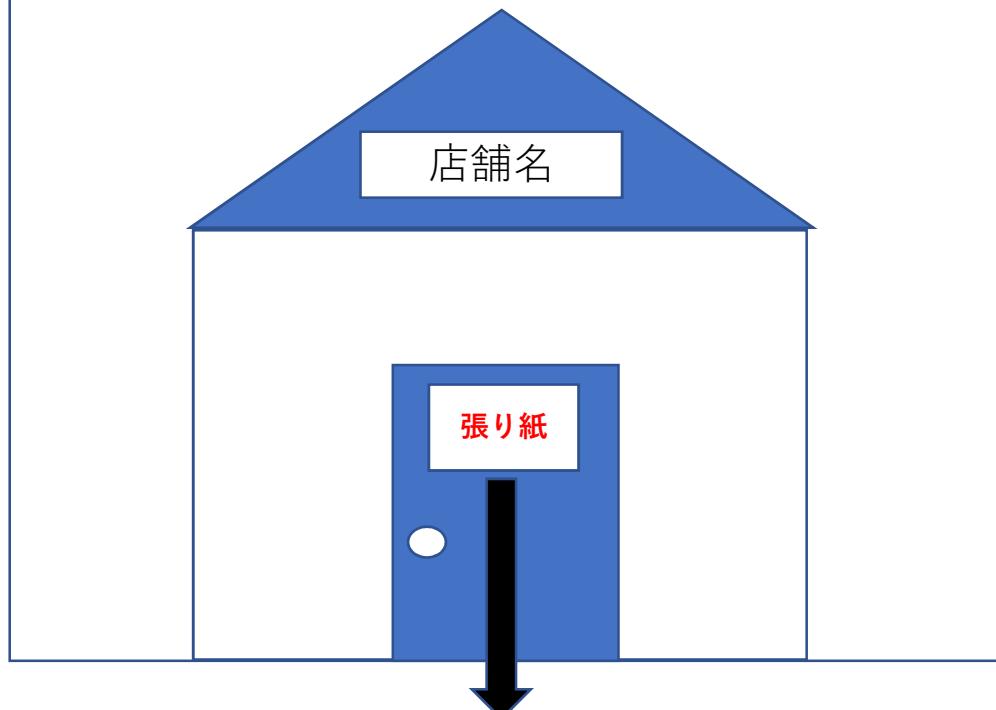


時短営業、休業したことが分かる 張り紙・ポスターの例

第三者認証店・20時まで・酒類提供を行わない

お店の外観



張り紙拡大図

手書き等で修正

又は

鹿児島県の要請に基づき、
新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、
時短営業を実施します。

○ 実施期間
2月 21日～3月 6日

○ 時短営業期間中の営業時間
時 分～時 分
※ お酒の提供は行いません。

○ 通常（時短前）の営業時間
時 分～時 分

○ 店舗名
[Redacted]

○ 対象者全員検査 あり - なし

鹿児島県の要請に基づき、
新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、
時短営業を実施します。
↓

○ 実施期間
1月 27日～**2月 6日**

○ 時短営業期間中の営業時間
時 分～時 分
※ お酒の提供は行いません。

○ 通常（時短前）の営業時間
時 分～時 分

○ 店舗名
[Redacted]

○ 対象者全員検査 あり - なし

【記載注意点】

- ①時短営業、休業の期間が分かるように記載してください。
- ②時短営業される際の営業時間は、午前5時から午後8時以内にしてください。
- ③酒類の提供は行わないでください。
- ④対象者全員検査を実施している場合（※登録店に限る）は「あり」に、実施していない場合は「なし」に○をつけてください。